

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）の加入確認の提出書類

番号	社会保険等への加入状況		提出書類	確認事項	備考
	最新の経営事項審査結果通知書	左記から入札公告日までの社会保険等の加入に関する変更			
1	「雇用保険加入の有無」欄、「健康保険加入の有無」欄及び「厚生年金保険加入の有無」欄のすべての欄が「有」又は「除外」で「無」がない。	なし	1 最新の経営事項審査結果通知書の写し 2 誓約書第1号又は誓約書第2号	・社会保険等への加入状況が加入又は適用除外で未加入の保険がない。	・入札公告日時点で、全ての社会保険等に加入している場合は誓約書第1号を、一部の社会保険等に適用除外がある場合は誓約書第2号を提出する。
2	同上	加入していた保険が適用除外になった。	1 最新の経営事項審査結果通知書の写し 2 誓約書第2号	同上	
3	同上	適用除外だった保険に加入する必要が生じ当該保険に加入した。	1 最新の経営事項審査結果通知書の写し 2 健康保険又は厚生年金保険に加入した場合は次の書類 (1) 年金事務所で両保険に加入した場合 ・保険料納付の領収書の写し若しくはこれらに準じる書類の写し (2) 健康保険を健康保険組合で加入した場合は次の書類 ・健康保険組合の保険料の領収書等の写し ・年金事務所の厚生年金保険料の領収書等の写し (3) 年金事務所で健康保険被保険者適用除外承認を受けて全国土木建築国民健康保険組合等の国民健康保険に加入した場合は次の書類 ・年金事務所の厚生年金保険料の領収書の写し (領収書の健康保険料が0円になっていることを確認します。) 3 雇用保険に加入した場合は次の書類 (1) 自社で申告納付している場合 ・労働保険概算・確定保険料申告書の控え及び同申告分の領収済通知書又は領収書の写し若しくはこれらに準じる書類の写し (2) 労働保険事務組合に委託している場合 ・労働保険事務組合が発行する加入証明書の写し ・労働保険事務組合発行の保険料納入通知書と領収書の写し (3) 電子申請した場合 ・概算・確定保険料申告書一式を紙に出力したもの ・電子申請の受付結果通知等を紙に出力したもの 4 誓約書第1号又は誓約書第2号 (注意) 社会保険等へ加入したことを証する保険料納付の領収書等は最新の経営事項審査結果通知書の基準日以降のものに限る。	同上	・入札公告日時点で、全ての社会保険等に加入している場合は誓約書第1号を、一部の社会保険等に適用除外がある場合は誓約書第2号を提出する。
4	「雇用保険加入の有無」欄、「健康保険加入の有無」欄及び「厚生年金保険加入の有無」欄のいずれかの欄に「無」がある。	未加入状態だった保険に加入し、社会保険等への加入状況が加入又は適用除外となり、未加入状態の保険がない。	同上	同上	同上
5	同上	未加入状態だった保険が適用除外となり社会保険等への加入状況が加入又は適用除外となり、未加入状態の保険がない。	1 最新の経営事項審査結果通知書の写し 2 誓約書第2号	同上	

注意事項

- 注 1 最新の経営事項審査結果通知書とは開札日から1年7月前の日以降を審査基準日とする建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の結果に係る通知(経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書)をいいます。
- 注 2 社会保険等の加入手続きが完了している場合でも、提出書類が下記の期日までに提出先に到着しない場合は入札参加資格がない者と判断します。
(1) 一般競争入札(標準型)の場合は入札公告に記載された「競争参加資格確認申請書の提出」の提出受付期間の終期日時。
(2) 一般競争入札(事後審査)の場合は「埼玉県建設工事請負一般競争入札(事後審査型)試行要綱」第21条に基づき落札候補者に対し入札参加資格を確認するための資料の提出期限日。
- 注 3 国民健康保険組合等に参加している個人事業主が法人化した場合、又は常時使用する従業員が5人以上に増加した場合で年金事務所から健康保険被保険者適用除外承認を受けている者は健康保険の適用除外の者となりますので、誓約書第2号にその旨を記入してください。
- 注 4 提出書類に虚偽の記載があった場合には、「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づき入札参加停止等の措置を行う場合があります。